

【実践事例（2）】

（宮城県気仙沼向洋高等学校）

非常参集の判断基準・参集対象者の確認と、教職員間での共有

学校の状況

- 東日本大震災における津波で校舎が全壊。3校に分散しての学校再開。平成23年11月に市内高台に建設された仮設校舎にて7年間の学校生活を送った。その後、気仙沼階上地区に完成した新校舎にて平成30年8月より学校生活に取り組んでいる。旧校舎は東日本大震災の爪痕そのままに気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館となっている。
- 学校のある階上地区は津波被害が大変大きく、そのため地域住民の防災意識は高い。
- 学校は旧校舎より内陸に建設され、海岸から約1.3km離れ、標高約20m以上ある。校舎3階以上に避難する垂直避難訓練、約900m離れた第3次避難場所である気仙沼市立階上中学校までの避難訓練等にも取り組んでいる。

取組方法

- 1 毎年年度始め（年度始めの職員会議前後）に、防災教育校内研修会を行い、「学校防災マニュアル」について内容確認と読み合わせをし、共通理解をする。
- 2 「教職員の動員体制」として非常参集の判断基準と参集対象者、非常参集の対応等について具体的に確認し、共有する。
- 3 非常参集の対応等とともに新年度の「校内災害本部組織と業務内容」を確認。新年度の班編制やメンバー、それぞれの業務内容について確認し、共有する。
- 4 4月の職員会議で配布する「防災マニュアルリーフレット」（A3 2つ折り両面印刷）、「防災マニュアル・ポケット版」（A5半分両面折りたたみ）にて、再度、非常参集の対応等について確認、共有する。

25 防災マニュアル 教職員の動員体制

I-1 教職員の動員体制 P 8

- 教職員自らが被災し、家族、家屋が被災するなどの状況においては、自らの安全を確保した上で校務に当たる。
- 津波警報等が発表中は、学校を含め避難区域には立ち入らない。
- 予め定められた教職員本部職員（**学校長・教頭・事務室長・主幹教諭・防災主任・総務部長・教務部長・生徒指導部長・事務次長**）→ **防災教育推進委員のメンバー**
- 先生方は勤務時間内。勤務時間外の動きを把握してください。
- (4)非常配備（3号配備）の時は勤務時間内、時間外にかかわらず全教職員が配備 東日本大震災では・・・(4) 3号配備

■3月20日の震度5弱の地震は・・・(3) 2号配備

三陸道通行止め 「津波注意報」が解除されてから配備につく

26 防災マニュアル 災害本部組織と業務内容

I-2 校内災害本部組織と業務内容

(1) 基本編成図 P10

- 1次緊急対応の自分の動きについて、組織としてどう動くのかマーク

(2) 各班の業務内容 P11

- 自分の業務内容についてマーク
- 6月9月の地震津波避難訓練 11月の火災避難訓練はこの業務内容に従った訓練を実施 マニュアルを使う
- 主な必要物品は紹介のみ → **ぜひ各自で準備確認を**

I-3 情報連絡体制図 P12

- 各自後で確認下さい 必要な連絡先の登録を

